

## 公益法人の認定を取得して・今後の日本動物病院福祉協会 (JAHA) の活動の方向

—社会から認知され、尊敬され、社会に貢献する動物医療を目指して—

石田卓夫<sup>†</sup> (公益社団法人日本動物病院福祉協会会長)



### 1 はじめに

本会は平成21年4月27日に内閣総理大臣より公益社団法人として認定を受け、5月1日から公益社団法人日本動物病院福祉協会に移行した。移行に際しては法律施行後間もない時期でもあり、前例のない中、数々の苦労もあった

が、会員各位の公益法人化への深い理解と情熱、そして事務局員の献身的な努力と高い事務能力に支えられ、無事認定を受けることができた。

### 2 JAHAの事業の公益性

JAHAが認定を受けたのは、人と動物のふれあい活動(CAPP = Companion Animal Partnership Program)の実績のみによるものではない。表の公益目的事業1～3はすべて動物病院に関わる事業から成っている。これらがJAHAの活動の精神的な中核であり、予算配分的にも非常に大きな部分を占めている。これらが認められたことは、ヒューマンアニマルボンド(HAB = Human Animal Bond)の理念を核とする動物病院及び動物医療が、公益すなわち不特定多数の人々の利益の増進に寄与することと認定されたことに他ならない。

参考までに、JAHAが創立当初から今日まで実施してきた継続教育セミナーは、なぜ不特定多数の人々の利益の増進に寄与するといえるのか、その理由としてわれわれが認定申請書に記載した概要は次のとおりであった。

「今日の高齢化社会、核家族化社会においては、心豊かな生活を動物の飼養に求めている人々が増加している。家庭動物医療は、いまや多くの家庭において家族の一員と看做される動物たちを対象としたものであり、動物たちが健康で幸せであることは、人々の幸せと直結する。また、動物の飼養の有無にかかわらず、動物が社会の迷惑となることなく人と動物が幸せな形で共生していくためには、正しい健康管理がなされ(感染症等の公衆

表 JAHAの公益目的事業

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 公益目的事業1：動物病院及び動物医療の充実のための継続教育事業<br>(1) 獣医学に関する継続教育セミナー<br>(2) 動物看護師継続教育セミナー<br>(3) パピーケアスタッフ養成講座  |
| 2 | 公益目的事業2：動物病院及び動物医療に関わる専門職等の資格付与関連事業<br>(1) 「認定動物病院」の認定<br>(2) 「認定獣医師(内科・外科)」の認定<br>(3) 「認定動物看護師」の認定<br>(4) 「認定パピーケアスタッフ」の認定<br>(5) 「認定家庭犬しつけインストラクター」認定 |
| 3 | 動物病院による地域社会への貢献を推進する事業<br>(1) 年次大会<br>(2) 家庭犬のしつけ方講座・ベーシックコース<br>(3) 行政や関連諸団体との協力事業及び講師派遣<br>(4) ヒューマンアニマルボンドキャラバン(特定費用準備資金による地域社会貢献推進事業)               |
| 4 | 公益目的事業4：アニマルセラピー(CAPPボランティア活動)推進のための事業<br>(1) 社会福祉施設等への訪問活動<br>(2) アニマルセラピーに関する知識の普及啓発事業<br>(3) ボランティア従事者に対する継続教育<br>(4) アニマルセラピーに適する動物の育成と認定           |
| 5 | 公益目的事業5：アニマルセラピーに関する調査研究事業  |

衛生上の問題がない)、しつけとマナーを身につけていることは必須条件であり、動物病院、動物医療が積極的に関与し、地域社会に情報発信することで社会に貢献していくべき分野でもある。こうした面の助言、指導、情報発信を行うことのできる獣医師、動物看護師等を教育・育成するという面からも、本事業は公益に寄与する。」

### 3 絆を中心に置いた動物医療

それでは、ヒューマンアニマルボンドの理念を核とす

<sup>†</sup> 連絡責任者：石田卓夫(日本動物病院福祉協会)

〒162-0814 新宿区新小川町1-15 池田ビル201

☎03-3235-3251 FAX 03-3235-3277

E-mail : info@jaha.or.jp

る動物病院及び動物医療とはいかなる内容を伴うものであろうか。

人と動物の絆をヒューマンアニマルボンドと一般的に呼んでいるが、単に絆そのものだけでなく、その絆が人間社会及び動物の双方にもたらす影響や意義をも含めてヒューマンアニマルボンドと呼ぶことが多い。ヒューマンアニマルボンドとは、人と動物双方の医療、福祉、教育に関わる重大問題で、それが有効に作用した結果、人間も動物も幸せな生活が保証されるというものである。家庭動物のための医療とは、言い換えれば人と家庭動物との間に存在する「絆」のためである。病気が単に治ればよいというものではなく、病気を単に予防すればよいというものでもない。絆を最良に維持することが大きな目的となる。ある治療を行ったとしても、それが絆にとって最良のものでなければ、絆の維持が困難になるからである。人と動物の幸せな絆を願う社会があるからこそ、ヒューマンアニマルボンドがあるからこそ、人々は家庭動物を連れて動物病院に来院するのである。

したがって、獣医師や動物看護師は、飼い主と家庭動物の間にあるヒューマンアニマルボンドがどのようなものかを判断し、それに対して最適な治療を計画する必要がある。同じ診断名でも病態は100以上もあろう。病態によって治療法はおのずと異なる。さらに、飼い主と家庭動物間の絆の強弱や性質の総体は何通りもあるであろう。このことから、その絆に最適な治療をみつけなければならない。Bond-Centered Practice = 絆を中心に置いた獣医療では、家族の特性、動物の性格、家族と動物の密着度、動物の状態のすべてを考慮し、その家族と家庭動物の組み合わせに最良の治療法を探す。そして、絆を美しく維持できるように最大限の努力を払う。寿命が人間より短い動物が、人間より先に死ぬのは避けられない。しかし、絆が突然終了しないようにするのも家庭動物医療の役割である。また、何で死んだか解らないのも飼い主にとっては苦しみの原因になることから、正しい診断をつけることも大切である。動物が苦しむのを見るのも悩みになる。したがって、生活の質を維持する治療も重要であり、がんのような完治が難しい病気を正しく診断し、治療する意義になる。治療不可能な病気でもケアを行うことが飼い主のニーズだからである。

必ずしも教科書に書いてある最新の治療が常に正しいとは限らないので、獣医師はその動物と家族にとって最良の治療を探り、その上で治療を計画し、いくつかのオプションを考える。そして家族といっしょに最良の治療法を決める、これがインフォームドコンセントである。家庭動物医療は小児医療と同じであり、必ず保護者の同意を得る必要がある。動物だけでなく保護者（飼い主）も満足させなければならない、言い換えれば保護者と動物の間の絆を今まで以上に維持しなければならない。そ

ういった意味で常に保護者とのコミュニケーションが大切で、押しつけではないインフォームドコンセントに基づき、獣医師を始めとする動物病院関係者と家族が共に考えながら最良の治療を模索する過程、これが絆を中心に置いた、絆を大切にする動物医療の基本である。

以上のような動物医療や動物病院の望ましい在り方について、会員病院を始め全国の動物病院関係者に一層普及啓発をしていきたいと考えている。

#### 4 法令遵守

獣医師とは、獣医師国家試験に合格し農林水産大臣の免許を受けたもの（獣医師法第3条）、及び旧獣医師制度によって獣医師の資格を取得した者である。したがって獣医師を規制する各種法令の内容を知り遵守しなければならない。

家庭動物を診療対象として獣医師が知っておくべき主な法令としては次のようなものがある。

獣医事関連法令：獣医師法、獣医療法

薬事関連法令：薬事法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法

公衆衛生関連法規：狂犬病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

動物愛護・環境関係法令：動物の愛護及び管理に関する法律

これらの他にも、従業員を雇用する立場にあれば労働関係や社会保険関連の法令を知り遵守する、それ以前に、納税等の国民の義務を果たすことはいうまでもない。

JAHAは動物病院の協会であることからしても、上記の法令遵守に関し、公益目的事業の中で具体化し関係者に浸透させていきたい。このことは獣医療や動物病院そして獣医界に対する社会への認知や尊敬を得ることにとって重要である。

#### 5 社会に対する情報発信

ヒューマンアニマルボンドの社会の中での認知度は年々高まっていると推測される。しかし、政治・行政の世界には浸透が十分に図られてない感がある。

動物を飼養することによる人間の健康や福祉に対するメリット、社会に対するメリット、子どもに対する教育上のメリット、そして動物の福祉に対するメリットを継続して情報発信し、動物と人間が共生して心豊かな社会を作っていくことを、関係団体との協調を図りつつ政治や行政の世界にも訴えていくこともJAHAの今後の重要な役割であると考えます。

#### 6 獣医師会に望むこと

当初任意学術団体として発足したJAHAと獣医師会は

その性格を異にするものである。JAHAは獣医師の卒後教育の充実を主な目的に設立された。そしてその卒後教育事業こそが公益事業の根幹をなすものであると認定されたことは非常に喜ばしい。しかしながら、譜日本獣医師会ならびに各県及び政令都市等獣医師会が同じような方向性で公益認可を受けようとするればそれには若干の無理もあろう。なぜならば、獣医師会の本来の存在意義は学術だけではない。獣医師会の本来の事業とは、臨床現場における動物と動物飼育者のニーズ、動物によって恩恵を受ける国民（家庭動物飼育者、食肉等の消費者など

すべてを含む）のニーズ、そして獣医療従事者（獣医師、看護師その他）のニーズを吸い取り、とりまとめ、それを行政、立法、教育などに反映させることである。これらをどのようにして事業としてまとめ、それぞれに公益性の意味付けを行うかが、今後の公益社団認定の鍵となるだろう。獣医学そのものが公益であるという認定が前例としてできあがった以上、今後の各獣医師会の公益社団認定にはそれほど大きな障害があるとは思えない。全獣医界の英知を集め、協力と連携を密に、すべての獣医師会が早急に公益社団認定を取得することを切に願う。